

【 参 考 】

苦情解決支援とあっせんに関する業務規程（抜粋）

（あっせん開催期日 1 回当たりの利用負担金）

第 6 条の 3 あっせんの当事者である加入第 1 種金融商品取引業者等は、当該事案に係る紛争解決手続の実施に関する実費負担金として、あっせん開催期日 1 回当たり 5 万円の利用負担金をセンターに納付しなければならない。ただし、特定事業者のあっせんの申立てのうち、毎年度、4 件目までの事案にあつては 1 回当たり 2 万円（協定事業者でもある場合には 1 万円）の利用負担金とし、10 件目以降の事案にあつては 1 回当たり 10 万円（あっせんが東京、大阪以外の場所で開催される場合は 15 万円）とする。

（処理細則）

第 9 条 センターは、あっせん手続及び苦情の処理手続等に関し必要があると認めるときは、この業務規程に定めるもののほか、別に必要な事項を定めることができる。

以 上